

石川県公報

令和2年2月14日(金曜日)

号 外

(第7号)

目 次

規 則

○石川県公舎管理規則の一部を改正する規則

(管財課) 1

規 則

石川県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三号

石川県公舎管理規則の一部を改正する規則

石川県公舎管理規則(昭和三十九年石川県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「有料公舎が」を「有料公舎について、」に、「構造」を「単身赴任者(一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十三年石川県条例第三十号)第十条の六第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員をいう。以下同じ。)に貸与するとき、構造」に改め、「その」を削り、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第五条関係)

延べ面積	有料公舎の所在地			
	東京都の特別区の存する地域(以下「特別区」という。)	大阪市及び名古屋 市	金沢市	県内(金沢市を除く。)
五十五平方メートル未満	六百九十六円	四百九十八円	四百十四円	三百九十二円
五十五平方メートル以上 七十平方メートル未満	八百七十円	六百二十二円	五百十八円	四百九十円
七十平方メートル以上 八十平方メートル未満	千三百五円	八百九円	六百二十二円	五百八十八円
八十平方メートル以上 百平方メートル未満	千五百六十六円	九百九十五円	七百七十七円	七百三十五円
百平方メートル以上	千八百二十七円	千二百十三円	九百三十二円	八百八十二円

別表第二I中「有料公舎が」を「有料公舎(単身赴任者に貸与するものを除く。)が」に改め、同表Iの表を次のように改める。

構造	有料公舎の所在地	年数	金額				
			五十五平方メートル未満	五十五平方メートル以上 七十平方メートル未満	七十平方メートル以上 八十平方メートル未満	八十平方メートル以上 百平方メートル未満	百平方メートル以上
木造	特別区	五年					
		十年		五十六円		九十円	百六十五円
		十五年	百二十四円	百五十六円	百八十七円	二百三十三円	三百三十三円
		二十年	百八十六円	二百八十二円	二百七十九円	四百六円	五百八十一円
		二十五年	二百四十八円	三百四十八円	三百七十一円	五百三十二円	七百五円
		三十年	三百十二円	四百二十円	三百八十五円	六百三十八円	八百四十二円
	大阪市及び名古屋	五年					
		十年	四十六円	七十六円	五十五円	百三十三円	百七十二円
		十五年	百二十四円	百七十二円	百八十七円	二百六十三円	三百三十五円
		二十年	二百十二円	二百九十二円	三百七円	四百三十三円	五百六十九円
		二十五年	二百七十円	三百五十六円	三百九十三円	五百五十三円	六百八十七円
		三十年	二百八十四円	四百四円	四百七十九円	六百五十五円	八百十七円
	金沢市	五年					
		十年	九十二円	百四円	八十六円	百三十七円	百十四円
		十五年	百六十六円	百九十六円	百九十円	二百六十三円	二百七十四円
		二十年	二百五十円	三百十二円	三百二十八円	四百二十五円	四百九十八円
		二十五年	三百六円	三百七十二円	四百十二円	五百三十九円	六百十二円
		三十年	三百二十円	四百十八円	四百九十二円	六百三十五円	七百三十三円
	県内(金沢市を除く。)	五年	百一円	百三十四円	百二十四円	百八十二円	百七十七円
		十年	百八十三円	二百三十一円	二百四十円	三百十九円	三百五十一円
		十五年	二百三十一円	二百八十一円	三百八円	四百一円	四百五十五円
		二十年	二百八十六円	三百五十七円	三百九十七円	五百七円	六百円
		二十五年	三百三十二円	三百九十六円	四百五十二円	五百八十一円	六百七十四円
		三十年	三百三十一円	四百二十五円	五百四円	六百四十三円	七百五十五円
組積造	特別区	五年					
		十年					
		十五年	百二十四円	百五十六円	百八十七円	二百三十三円	二百八十円
		二十年	百八十六円	二百三十三円	二百七十九円	三百四十九円	四百十九円
		二十五年	二百十七円	二百七十一円	三百二十五円	四百七円	四百八十八円
		三十年	二百三十二円	二百九十円	三百四十八円	四百三十五円	五百二十二円
	大阪市及び名古屋	五年					
		十年					一円
		十五年	百二十四円	百五十六円	百八十七円	二百三十三円	二百八十円
		二十年	百八十六円	二百三十三円	二百七十九円	三百四十九円	四百十九円
		二十五年	二百十七円	二百七十一円	三百二十五円	四百七円	四百八十八円
		三十年	二百三十二円	二百九十円	三百四十八円	四百三十五円	五百二十二円
	金沢市	五年					
		十年	十四円	八円		三円	
		十五年	百二十四円	百五十六円	百八十七円	二百三十三円	二百八十円
		二十年	百八十六円	二百三十三円	二百七十九円	三百四十九円	四百十九円

造 リ ー ト コ ン ク リ ー ト 造 及 び 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 鉄 骨 鉄 筋	県内(金 沢市を除 く。)	二十五年	二百十七円	二百七十一円	三百二十五円	四百七円	四百八十八円
		三十年	一百三十二円	二百九十円	三百四十八円	四百三十五円	五百三十二円
		三十五年	一百四十八円	三百九円	三百七十一円	四百六十四円	五百五十七円
		五年	五十七円	六十八円	六十一円	百六円	八十二円
		十年	百三十二円	百五十九円	百六十六円	二百三十二円	二百四十二円
		十五年	百八十二円	二百二十一円	二百三十七円	三百十八円	三百四十八円
		二十年	二百十八円	二百六十七円	二百九十一円	三百七十九円	四百二十七円
		二十五年	二百三十九円	二百九十三円	三百二十五円	四百十六円	四百八十八円
		三十年	二百六十五円	三百二十四円	三百五十六円	四百五十六円	五百二十六円
		三十五年	二百七十八円	三百四十円	三百七十四円	四百七十九円	五百五十七円
	特別区	五年					
	十年						
	十五年	八十三円	百四円	百二十五円	百五十六円	百八十八円	
	二十年	百十一円	百三十九円	百六十六円	二百八円	二百四十九円	
	二十五年	百三十八円	百七十三円	二百七円	二百五十九円	三百十一円	
	三十年	百六十六円	二百七円	二百四十八円	三百十円	三百七十二円	
	三十五年	百九十三円	二百四十一円	二百八十九円	三百六十二円	四百三十四円	
	四十年	二百二十円	二百七十五円	三百三十円	四百十三円	四百九十六円	
	四十五年	二百四十八円	三百九円	三百七十一円	四百六十四円	五百五十七円	
	五十年	二百四十八円	三百九円	三百七十一円	四百六十四円	五百五十七円	
	大阪市及 び名古屋 市	五年					
	十年						
	十五年	八十三円	百四円	百二十五円	百五十六円	百八十八円	
	二十年	百十一円	百三十九円	百六十六円	二百八円	二百四十九円	
	二十五年	百三十八円	百七十三円	二百七円	二百五十九円	三百十一円	
三十年	百六十六円	二百七円	二百四十八円	三百十円	三百七十二円		
三十五年	百九十三円	二百四十一円	二百八十九円	三百六十二円	四百三十四円		
四十年	二百二十円	二百七十五円	三百三十円	四百十三円	四百九十六円		
四十五年	二百四十八円	三百九円	三百七十一円	四百六十四円	五百五十七円		
五十年	二百四十八円	三百九円	三百七十一円	四百六十四円	五百五十七円		
金沢市	五年						
十年							
十五年	八十三円	百四円	百二十五円	百五十六円	百八十八円		
二十年	百十一円	百三十九円	百六十六円	二百八円	二百四十九円		
二十五年	百三十八円	百七十三円	二百七円	二百五十九円	三百十一円		
三十年	百六十六円	二百七円	二百四十八円	三百十円	三百七十二円		
三十五年	百九十三円	二百四十一円	二百八十九円	三百六十二円	四百三十四円		
四十年	二百二十円	二百七十五円	三百三十円	四百十三円	四百九十六円		
四十五年	二百四十八円	三百九円	三百七十一円	四百六十四円	五百五十七円		
五十年	二百五十六円	三百九円	三百七十一円	四百六十四円	五百五十七円		
県内(金 沢市を除 く。)	五年	三十四円	三十九円	二十八円	六十七円	三十二円	
十年	九十円	百七円	百六円	百六十一円	百五十一円		
十五年	百三十四円	百六十円	百六十七円	二百三十四円	二百四十二円		
二十年	百六十八円	二百三円	二百十五円	二百九十一円	三百十六円		
二十五年	百九十四円	二百三十六円	二百五十三円	三百三十五円	三百七十二円		
三十年	二百十六円	二百六十二円	二百八十三円	三百七十円	四百十六円		
三十五年	二百三十一円	二百八十一円	三百六円	三百九十七円	四百五十一円		

	四十年	二百四十四円	二百九十七円	三百三十円	四百二十円	四百九十六円
	四十五年	二百五十二円	三百九円	三百七十一円	四百六十四円	五百五十七円
	五十年	二百九十円	三百五十四円	三百九十円	四百九十六円	五百七十六円

別表第二中4を5とし、3を4とし、2を3とし、回表1の次に次のように加える。

2 単身赴任者のための調整

単身赴任者に貸与する有料公舎が建築後次の表の年数の欄に掲げる年数を経過することとなる場合においては、回表の構造、有料公舎の所在地及び年数の区分に応じ、当該経過することとなる日の属する年度の翌年度から、それぞれ回表の金額の欄に定める金額(当該有料公舎の延べ面積の区分に応じた金額をいう。)を、当該有料公舎が建築後から五年を経過することとなる日の属する年度の末日までの間である場合においては、回表の構造及び有料公舎の所在地の区分に応じ、それぞれ回表の新築の区分の金額の欄に定める金額(当該有料公舎の延べ面積の区分に応じた金額をいう。)を基準貸与料の額から控除して調整を加える。

構造	有料公舎の所在地	年数	金額				
			五十五平方メートル未満	五十五平方メートル以上 七十平方メートル未満	七十平方メートル以上 八十平方メートル未満	八十平方メートル以上 百平方メートル未満	百平方メートル以上
木造	特別区	新築	百六十円	二百四十七円	三百七十一円	五百三十一円	六百二十一円
		五年	二百七十円	三百八十三円	五百二十八円	七百十七円	八百五十四円
		十年	三百三十七円	四百六十三円	六百二十一円	八百二十八円	九百九十六円
		十五年	三百七十六円	五百十二円	六百七十七円	八百九十五円	千八十円
		二十年	四百二十四円	五百七十六円	七百五十四円	九百八十六円	千二百四円
		二十五年	四百五十四円	六百九円	八百円	千四十九円	千二百六十六円
	大阪市及び名古屋	新築	百円	百三十九円	百八十八円	二百七十五円	三百二十八円
		五年	二百七円	二百七十二円	三百四十一円	四百五十七円	五百五十六円
		十年	二百七十二円	三百四十九円	四百三十二円	五百六十四円	六百九十三円
		十五年	三百十円	三百九十七円	四百八十五円	六百二十九円	七百七十四円
		二十年	三百五十五円	四百五十七円	五百五十八円	七百十四円	八百九十一円
		二十五年	三百八十四円	四百八十九円	六百一円	七百七十四円	九百五十円
	金沢市	新築	八十四円	百四円	百十四円	百七十二円	百六十三円
		五年	百九十円	二百三十六円	二百六十五円	三百五十一円	三百八十九円
		十年	二百五十三円	三百十一円	三百五十四円	四百五十七円	五百二十三円
		十五年	二百九十円	三百五十七円	四百六円	五百二十円	六百三円
		二十年	三百三十二円	四百十五円	四百七十五円	六百一円	七百十五円
		二十五年	三百六十円	四百四十五円	五百十七円	六百五十八円	七百七十二円
	県内(金沢市を除く。)	新築	六十二円	七十六円	八十円	百三十円	百十三円
		五年	百六十八円	二百八円	二百三十一円	三百九円	三百三十九円
		十年	二百三十一円	二百八十三円	三百二十円	四百十五円	四百七十二円
十五年		二百六十八円	三百二十九円	三百七十二円	四百七十八円	五百五十三円	
二十年		三百十円	三百八十七円	四百四十一円	五百五十九円	六百六十五円	
二十五年		三百三十八円	四百十七円	四百八十三円	六百十六円	七百二十二円	
組積造	特別区	新築	百六十円	二百四十七円	三百七十一円	五百三十一円	六百二十一円
		五年	二百三十三円	三百三十八円	四百七十五円	六百五十四円	七百七十六円

鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	大阪府及び名古屋市	十 年	二百九十三円	四百十円	五百五十九円	七百五十五円	九百四円
		十 五 年	三百三十四円	四百六十円	六百十六円	八百二十三円	九百八十九円
		二 十 年	三百六十三円	四百九十六円	六百五十九円	八百七十三円	千五十二円
		二 十 五 年	三百七十九円	五百十六円	六百八十二円	九百円	千八十七円
		三 十 年	四百円	五百四十二円	七百十円	九百三十三円	千三百十円
		三 十 五 年	四百九円	五百五十三円	七百二十四円	九百四十九円	千五百十円
		新 築	百円	百三十九円	百八十八円	二百七十五円	三百二十八円
		五 年	百七十三円	二百二十九円	二百九十円	三百九十七円	四百八十二円
		十 年	二百三十一円	三百円	三百七十三円	四百九十五円	六百七円
		十 五 年	二百七十一円	三百四十九円	四百二十九円	五百六十二円	六百九十円
二 十 年	二百九十九円	三百八十四円	四百七十一円	六百十円	七百五十一円		
二 十 五 年	三百十五円	四百四円	四百九十三円	六百三十八円	七百八十六円		
三 十 年	三百三十六円	四百二十八円	五百二十一円	六百七十円	八百二十八円		
三 十 五 年	三百四十五円	四百四十一円	五百三十五円	六百八十七円	八百四十九円		
金沢市	新 築	八十四円	百四円	百十四円	百七十二円	百六十三円	
五 年	百五十六円	百九十三円	二百十六円	二百九十三円	三百十六円		
十 年	二百十四円	二百六十三円	二百九十七円	三百九十円	四百三十九円		
十 五 年	二百五十二円	三百十一円	三百五十二円	四百五十六円	五百二十一円		
二 十 年	二百八十円	三百四十六円	三百九十三円	五百三円	五百八十二円		
二 十 五 年	二百九十六円	三百六十六円	四百十六円	五百三十一円	六百十七円		
三 十 年	三百十六円	三百九十円	四百四十三円	五百六十二円	六百五十八円		
三 十 五 年	三百二十六円	四百二円	四百五十七円	五百八十円	六百七十九円		
県内(金沢市を除く)	新 築	六十二円	七十六円	八十円	百三十円	百十三円	
五 年	百三十四円	百六十五円	百八十二円	二百五十一円	二百六十六円		
十 年	百九十二円	二百三十五円	二百六十三円	三百四十八円	三百八十九円		
十 五 年	二百三十円	二百八十三円	三百十八円	四百十四円	四百七十一円		
二 十 年	二百五十八円	三百十八円	三百五十九円	四百六十一円	五百三十二円		
二 十 五 年	二百七十四円	三百三十八円	三百八十二円	四百八十九円	五百六十七円		
三 十 年	二百九十四円	三百六十二円	四百九円	五百二十円	六百八円		
三 十 五 年	三百四円	三百七十四円	四百二十三円	五百三十八円	六百二十九円		
特別区	新 築	百六十円	二百四十七円	三百七十一円	五百三十一円	六百二十一円	
五 年	二百十四円	三百十四円	四百四十八円	六百二十二円	七百三十三円		
十 年	二百五十七円	三百六十六円	五百八円	六百九十四円	八百二十七円		
十 五 年	二百九十一円	四百七円	五百五十五円	七百五十円	八百九十八円		
二 十 年	三百十七円	四百四十円	五百九十二円	七百九十四円	九百五十四円		
二 十 五 年	三百三十七円	四百六十五円	六百二十一円	八百二十八円	九百九十七円		
三 十 年	三百五十四円	四百八十五円	六百四十四円	八百五十五円	千三十一円		
三 十 五 年	三百六十六円	五百円	六百六十二円	八百七十六円	千五十八円		
四 十 年	三百七十六円	五百十二円	六百七十六円	八百九十三円	千七十九円		
四 十 五 年	三百八十二円	五百十九円	六百八十四円	九百三円	千九十一円		
五 十 年	四百十一円	五百五十六円	七百二十六円	九百五十二円	千五百十四円		
大阪府及び名古屋市	新 築	百円	百三十九円	百八十八円	二百七十五円	三百二十八円	
五 年	百五十四円	二百六円	二百六十五円	三百六十六円	四百四十三円		
十 年	百九十七円	二百五十八円	三百二十五円	四百三十八円	五百三十四円		
十 五 年	二百三十一円	二百九十九円	三百七十二円	四百九十四円	六百五円		
二 十 年	二百五十七円	三百三十二円	四百九円	五百三十八円	六百六十一円		
二 十 五 年	二百七十七円	三百五十七円	四百三十八円	五百七十二円	七百四円		

金沢市	三十年	二百九十四円	三百七十七円	四百六十一円	五百九十九円	七百三十八円	
	三十五年	三百六円	三百九十二円	四百七十九円	六百二十円	七百六十五円	
	四十年	三百十六円	四百四円	四百九十三円	六百三十七円	七百八十六円	
	四十五年	三百二十二円	四百十一円	五百一円	六百四十六円	七百九十八円	
	五十年	三百五十二円	四百四十八円	五百四十三円	六百九十六円	八百六十一円	
	新築	八十四円	百四円	百十四円	百七十二円	百六十三円	
	五年	百三十八円	百七十二円	百九十一円	二百六十三円	二百七十八円	
	十年	百八十一円	二百二十三円	二百五十一円	三百三十五円	三百六十九円	
	十五年	二百十五円	二百六十四円	二百九十八円	三百九十一円	四百四十円	
	二十年	二百四十一円	二百九十七円	三百三十五円	四百三十五円	四百九十六円	
	二十五年	二百六十一円	三百二十二円	三百六十四円	四百六十九円	五百三十九円	
	三十年	二百七十八円	三百四十二円	三百八十七円	四百九十六円	五百七十三円	
	三十五年	二百九十円	三百五十七円	四百五円	五百十七円	六百円	
	四十年	三百円	三百六十九円	四百十九円	五百三十四円	六百二十一円	
	四十五年	三百六円	三百七十六円	四百二十七円	五百四十三円	六百三十三円	
	五十年	三百三十五円	四百十三円	四百六十九円	五百九十三円	六百九十六円	
	県内(金沢市を除く。)	新築	六十二円	七十六円	八十円	百三十円	百十三円
		五年	百十六円	百四十三円	百五十七円	二百二十一円	二百二十八円
		十年	百五十九円	百九十五円	二百十七円	二百九十三円	三百十九円
		十五年	百九十三円	二百三十六円	二百六十四円	三百四十九円	三百九十円
		二十年	二百十九円	二百六十九円	三百一円	三百九十三円	四百四十六円
		二十五年	二百三十九円	二百九十四円	三百三十円	四百二十七円	四百八十九円
		三十年	二百五十六円	三百十四円	三百五十三円	四百五十四円	五百二十三円
		三十五年	二百六十八円	三百二十九円	三百七十一円	四百七十五円	五百五十円
		四十年	二百七十八円	三百四十一円	三百八十五円	四百九十二円	五百七十一円
		四十五年	二百八十四円	三百四十八円	三百九十三円	五百一円	五百八十三円
五十年	三百十三円	三百八十五円	四百三十五円	五百五十一円	六百四十六円		

別表第三2中「知事は、」を削る。

別表第四1の表中「三千四百三十七円」を「三千九百五十円」に、「二千九百八十七円」を「三千二百七十五円」に改め、別表第四3中「知事は、」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の石川県公舎管理規則の規定に基づき算定した貸与料の額が従前の貸与料の額と比較して著しく増額となる等特別の事情がある公舎の貸与料については、当分の間、知事が別に定める。